

地域振興会議について

1 名 称 佐久地域振興会議

2 会議の所掌事務

- (1) 横断的な課題に係る施策の調整及び推進に関すること
- (2) 地域からの要望に対する情報共有に関すること。
- (3) その他地域振興施策の推進に関すること。

3 構 成

(1) 要綱上の規定

会議の構成員は、会議の都度、議題に応じて、当該地域振興局の管轄を所管又は担当する次に掲げる機関の長のうち、地域振興局長が指名または出席を依頼する者とする。

ア 知事部局の現地機関（16 機関）

地域振興局、東信県税事務所、東信消費生活センター（上田市）、佐久児童相談所、佐久保健福祉事務所、上田食肉衛生検査所(上田市)、動物愛護センター、佐久技術専門学校、東信労政事務所（上田市）、農業大学校小諸、佐久農業改良普及センター、野菜花き試験場佐久支場、佐久家畜保健衛生所、水産試験場佐久支場、佐久建設事務所、東信会計センター

イ 教育委員会事務局の現地機関及び教育機関、警察署（15 機関）

東信教育事務所、蓼科高校、望月高校、小諸商業高校、小諸高校、軽井沢高校、佐久平総合技術高校、岩村田高校、野沢北高校、野沢南高校、小海高校、小諸養護学校、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署

(2) 佐久地域振興会議の考え方

上記ア及びイに掲げる機関の長（教育機関は除く）を基本構成員とする。

なお、地域振興局長、保健福祉事務所長、建設事務所長をコアメンバーとし、会議の都度、議題に応じて地域振興局長が指名または出席を依頼する。

4 会 議

(1) 全体会議 年度当初ほか必要に応じて開催

参集範囲：基本構成員

会議内容：横断的な課題の決定、長野県総合5か年計画の進捗状況 等

そ の 他：会議は公開

(2) 定例会議 開 催 日：定例会見終了後（10:30～）に開催

参集範囲：コアメンバー及び地域振興局長が指名または出席を依頼する者

会議内容：横断的な課題の状況報告、地域振興推進費事業の決定及び執行状況報告、長野県総合5か年計画の進捗状況 等

- (3) 臨時会議 全体会議及び定例会議の他に招集する必要がある時に開催
参集範囲：コアメンバー及び地域振興局長が指名または出席を依頼する者

5 幹事会について

- (1) 構 成 員 幹事長：企画振興課長
構成員：地域振興局各課総務担当係長、その他必要な機関の係長 等
- (2) 開催時期 原則として定例会議開催の前週の水曜日
ただし、議題がない場合は開催を省略することができる。
- (3) 検討事項 定例会議に提案する議題、内容の検討